

(10) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等

① 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく総排出量規制区域

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号) 第 26 条第 1 項の規定に基づき、大気指定工場等(大気指定施設)から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域を総排出量規制区域として定めており、調査区域のすべての市町村が指定されています。

② 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づくばい煙施設等に関する規制

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)第2条の規定に基づき、事業活動に伴って排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設を規制対象としています。規制対象となるばい煙発生施設を表4-2-66に、粉じん発生施設を表4-2-67に、炭化水素系物質発生施設を表4-2-68に示します。

表 4-2-66(1) ばい煙施設等に関する規制 (県民の生活環境の保全等に関する条例)

No.	ばい煙発生施設	対象規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)	伝熱面積 8m <sup>2</sup> 以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 5t/日以上 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅焼炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (県条例…16の項に掲げるものを除く)	原料の処理能力 0.5t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉及び平炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (県条例…16の項に掲げるものを除く)	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉 (法…こしき炉、14、24、25、26の項に掲げるものを除く) (県条例…16、26、27、28の項に掲げるものを除く)	火格子面積 0.5m <sup>2</sup> 以上 又は 羽口面断面積 0.25m <sup>2</sup> 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 (県条例…32の項に掲げるものを除く)	火格子面積 0.8m <sup>2</sup> 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
7	石油製品、石油化学製品又はコーラール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 100kg/時以上
9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上
10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積 0.8m <sup>2</sup> 以上
11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉 (法…26の項に掲げるものを除く) (県条例…28の項に掲げるものを除く)	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 80kVA以上
12	乾燥炉 (法…14、23の項に掲げるものを除く) (県条例…16、25の項に掲げるものを除く)	
13	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 600kVA以上
14	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上 又は 焼却能力 150kg/時以上
15	金属表面の付着油の処理施設(燃焼式のものに限る)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上

表 4-2-66(2) ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.3t/時以上 又は 火格子面積 0.3m <sup>2</sup> 以上 又は 羽口面断面積 0.15m <sup>2</sup> 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上
17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.05m <sup>3</sup> 以上
18	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 40kg/時以上
19	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
20	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上
21	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 30kg/時以上
22	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 20kA以上
23	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 50kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150kVA以上
24	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積 5m <sup>2</sup> 以上 又は ポンプの動力 0.375kW以上
25	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 50kg/時以上 又は 火格子面積 0.8m <sup>2</sup> 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
26	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
27	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA以上
28	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.08m <sup>3</sup> 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA以上
29	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
30	ビスコースの製膜施設及び製糸施設	原料の処理能力 5t/日以上
31	パルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設	

表 4-2-66(3) ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
32	金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
33	繊維の表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する蒸絨施設	製品の処理能力 400m/時以上
34	合板の製造又は表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
35	イ塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設 ロ接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設、及び調整施設 ハ接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設 ニゴム又はゴム製品の製造の用に供する吹付塗装施設及び乾燥施設 ホ油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設 ヘ金属の表面加工の用に供する脱脂施設（42の項及び43の項に掲げるものを除く。） トイからへまでに掲げるもの以外の化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設（県条例施行規則第3条第5号及び第10号～12号までに掲げる物質 <sup>注5</sup> を使用するものに限る）のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	すべてのもの
36	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設	すべてのもの
37	輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA以上
38	フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設及び乾燥施設（34の項に掲げるものを除く。）	又は 伝熱面積が10m <sup>2</sup> 以上若しくはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上のボイラーから熱源を供給されるもの
39	研磨布紙の製造の用に供する塗工施設及び乾燥施設	すべてのもの
40	鑄造の用に供するシェルモールド中子造型施設	すべてのもの
41	繊維製品の製造の用に供する塗工コーター施設	すべてのもの
42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m <sup>2</sup> 以上
43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m <sup>2</sup> 以上
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 0.5m <sup>2</sup> 以上
45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設	すべてのもの
46	接着剤塗布施設	スプレーガンの吹付け能力 30L/時以上
47	偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設	すべてのもの
48	ウレタンフォーム原料の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの

表 4-2-66(4) ばい煙施設等に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	ばい煙発生施設	対象規模
49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの
50	エチレンカーボネートの製造の用に供する反応施設	すべてのもの
51	滅菌施設(医療業で使用されているものを除く)	容量 3m <sup>3</sup> 以上

注 1) No. は、県条例施行規則別表第 1 の項番号を示す。

注 2) 重油換算とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16m<sup>3</sup>、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。ただし、「ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時 1,000m<sup>3</sup>/時未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）」及び「気体を燃料とするガス機関」については、下式による。

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \text{気体燃料の燃料能力 (m/時)} \times \text{気体の発熱量 (kJ/m}^3) \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

・改質器：重油の発熱量は 40,000kJ/L とする。

・ガス機関：重油の発熱量は 9,600kcal/L とする。

注 3) 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。

注 4) 規制対象となるばい煙発生施設は、法では工場・事業場に設置されるもの、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設（法施行令別表第 1 の 11 の項に掲げる施設で、条例施行規則別表第 1 の 37 の項又は 38 の項に該当するもの並びに同令別表第 1 の 12 の項及び 28 の項に掲げるものを除く。）及び鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設である。

注 5) 県条例施行規則第 3 条第 5 号及び第 10 号～12 号までに掲げる物質とは、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンをいう。

出典)「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号)

表 4-2-67 粉じん発生施設に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	粉じん発生施設	対象規模
1	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
2	鉱物、土石又はチップの堆積場	面積 500m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅 50cm以上 又は バケットの内容積 0.01m <sup>3</sup> 以上
4	破碎機、粉碎機、摩砕機及び研磨機（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力破碎機、摩砕機 15kW以上 粉碎機、研磨機 3.75kW以上
5	ふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力 7.5kW以上
6	打綿機及び混打綿機	原動機の定格出力 5kW以上
7	チップパー及び碎木機	原動機の定格出力 15kW以上
8	吹付け塗装機	吹付け能力 30L/時以上

注 1) No. は、県条例施行規則別表第 2 の項番号を示す。

注 2) 規制対象となる粉じん発生施設は、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第 2 条第 9 項及び同条第 10 項に規定する一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設並びに鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に設置される施設を除く施設である。

出典)「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号)

表 4-2-68 炭化水素系物質発生施設に関する規制（県民の生活環境の保全等に関する条例）

No.	炭化水素系物質発生施設	対象規模
1	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（日本産業規格K2209に規定する1号及び2号のジェット燃料油を除く）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る）の貯蔵施設	貯蔵能力が1,000kL以上であること
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が40kL以上であること
3	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（1の項に掲げるものを除く）	貯蔵能力が10kL以上であること

注1) No. は、県条例施行規則別表第3の項番号を示す。

注2) 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く。）を示す。

出典)「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日条例第7号）

### ③ 愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱に基づく指導対象施設

愛知県では、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」（令和6年3月、愛知県）第3第2項の規定に基づき、主要な工場・事業場については「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」に、ディーゼル機関等の内燃機関については「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」に基づき指導を行うこととしている。工場・事業場に係る指導対象施設を表4-2-69に、ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関に係る指導対象施設及び指導内容を表4-2-70及び表4-2-71に示す。

表 4-2-69 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領における指導対象施設及び指導内容

指導対象工場・事業場	指導対象施設	指導内容	
		新增施設 （昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設）	既施設 （昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設）
大気指定工場等 （県条例施行規則第26条）	法第2条第2項に規定するばい煙発生施設 <sup>注</sup>	1 法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2 1の規定にかかわらず、新設に伴う既存施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1の規定による濃度の低減を限度とする。	法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準（昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準）の5%以上の低減。ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。

注) 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG又はLPGを専焼するボイラーについては指導の対象外とする。

出典)「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」（令和6年3月、愛知県）

「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成18年4月、愛知県）

「大気汚染防止法便覧」（愛知県環境局）

表 4-2-70 ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関に係る指導内容

指導対象施設	指導内容
常用のディーゼル機関、 ガスタービン、ガス機関 及びガソリン機関 (名古屋市内の工場・事 業場に設置される施設を 除く。)	1 窒素酸化物排出濃度は、別表に掲げる指導目標値以下とする。 なお、指導目標値が満足できない場合は、他施設により窒素酸化物の低減対 策をとる。 また、排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短く、稼働時期を十分配慮す る。 2 排出口の高さは、原則として有効煙突高を 15m 以上とする。 3 ばい煙測定のための測定口及び液体燃料を使用するものにあつては、燃料の 採取箇所を設ける。 4 ガス、A重油等の良質燃料を極力使用する。

注) 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG 又は LPG を専焼するボイラーについては指導の対象外とする。

出典) 「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」(令和 6 年 3 月、愛知県)

「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」(令和 2 年 4 月、愛知県)

「大気汚染防止法便覧」(愛知県環境局)

表 4-2-71 ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関に係る指導目標値

施設の種類	設置年月日	昭和62年7月13日以降 平成7年3月31日までに設置	平成7年4月1日以降に設置
	規模(L/時)	目標値(ppm)	目標値(ppm)
ディーゼル機関	200以上	500	200
	50以上200未満	500	400 <sup>注</sup>
ガスタービン	ガス専焼 50以上	50	35
	液体専焼 50以上	100	50
ガス機関	50以上	500	200
	35以上50未満	-	200
ガソリン機関	35以上	-	200

備考 1 重油以外の燃料の重油換算量は、液体燃料10L又は気体燃料16m<sup>3</sup>がそれぞれ重油10Lに相当するものとして算出する。

なお、平成7年4月1日以降に設置されるガス機関及びガソリン機関で使用される気体燃料についての重油換算量は、次の換算式により算出する。

(換算式) 重油換算値(L/時) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力(m<sup>3</sup>/時)

換算係数 = 気体燃料の発熱量(kJ/m<sup>3</sup>) / 重油の発熱量(kJ/L)

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は、40,186.08kJ/Lとする。

2 この表の指導目標値は、次の式により算出された窒素酸化物濃度とする。

$$C = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C: 窒素酸化物濃度(単位: ppm)

C<sub>s</sub>: 日本産業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度(単位: ppm)

O<sub>n</sub>: ディーゼル機関は13、ガスタービンは16、その他は0とする。

なお、平成7年3月31日以前に設置された施設は、O<sub>n</sub>=O<sub>s</sub>とする。

O<sub>s</sub>: 排ガス中の酸素濃度(%)

注) 平成18年10月1日以降に設置される燃料の燃焼能力が50L/時未満のディーゼル機関(以下「小型ディーゼル機関」という。)については、一の事業所に小型ディーゼル機関が2以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算50L/時以上となるものについて、窒素酸化物に係る指導目標値(400ppm)を適用する。

出典) 「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」(令和 6 年 3 月、愛知県)

「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」(令和 2 年 4 月、愛知県)

「大気汚染防止法便覧」(愛知県環境局)

④ 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準（第9次）

伊勢湾の閉鎖性海域の水質汚濁を防止し、総合的・計画的な水質保全対策を推進するため、「水質汚濁防止法」に基づき、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(愛知県)」(令和4年10月、愛知県)及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第9次)」(令和4年10月、三重県)が策定されており、調査区域はすべて指定地域となっています。

### 37) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

#### (1) 環境基本条例

愛知県では、環境の保全について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日愛知県条例第1号)を制定しています。

三重県では、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町等との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたって自然と人との共生を確保するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、及び県民の福祉に貢献することを目的として、「三重県環境基本条例(平成7年3月15日三重県条例第3号)」を制定しています。

#### (2) 自然環境保全条例

愛知県では、自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日愛知県条例第3号)を制定しており、「愛知県自然環境保全地域」及び指定希少野生動植物種の「生息地等保護区」を指定しています。

調査区域には、愛知県自然環境保全地域として、蓮華寺寺叢(木曾川の自然堤防と常緑広葉樹林)の1件が存在しています。なお、生息地等保護区の区域はありません。

三重県では、この条例は、三重県環境基本条例の理念にのっとり、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保その他自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにすることを目的として、「三重県自然環境保全条例(平成15年3月17日三重県条例第2号)」を制定しており、「三重県自然環境保全地域」を指定しています。

調査区域には、三重県自然環境保全条例の規定に基づく三重県自然環境保全地域の区域はありません。

### (3) 生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」第2条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日愛知県条例第7号）を制定しています。

三重県では、三重県環境基本条例の理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置、その他の環境の保全について必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的として、「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成13年3月27日三重県条例第7号）を制定しています。

### (4) 地球温暖化対策に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」第2条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項並びに事業者及び県民が自主的かつ積極的に取り組むべき事項を定めることにより、全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県地球温暖化対策推進条例」（平成30年10月19日愛知県条例第45号）を制定しています。

三重県では、「三重県環境基本条例」第3条に定める基本理念にのっとり、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を推進することを目的として、「三重県地球温暖化対策推進条例（平成25年三重県条例第77号）」を制定しています。

## 2.8 その他の状況

### 1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。国土交通省においては、建設副産物のリサイクルや適正処理等の推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示す「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月、国土交通省)の策定により、表4-2-72に示す2024年度達成基準値を設定し、各種施策の取り組み等建設リサイクルの推進を図っています。

愛知県では、廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化などを盛り込んだ「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第2号)を制定しています。

三重県では、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的とした「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」(平成20年10月24日三重県条例第41号)を制定しています。

表 4-2-72 2024 年度達成基準値（建設リサイクル推進計画 2020）

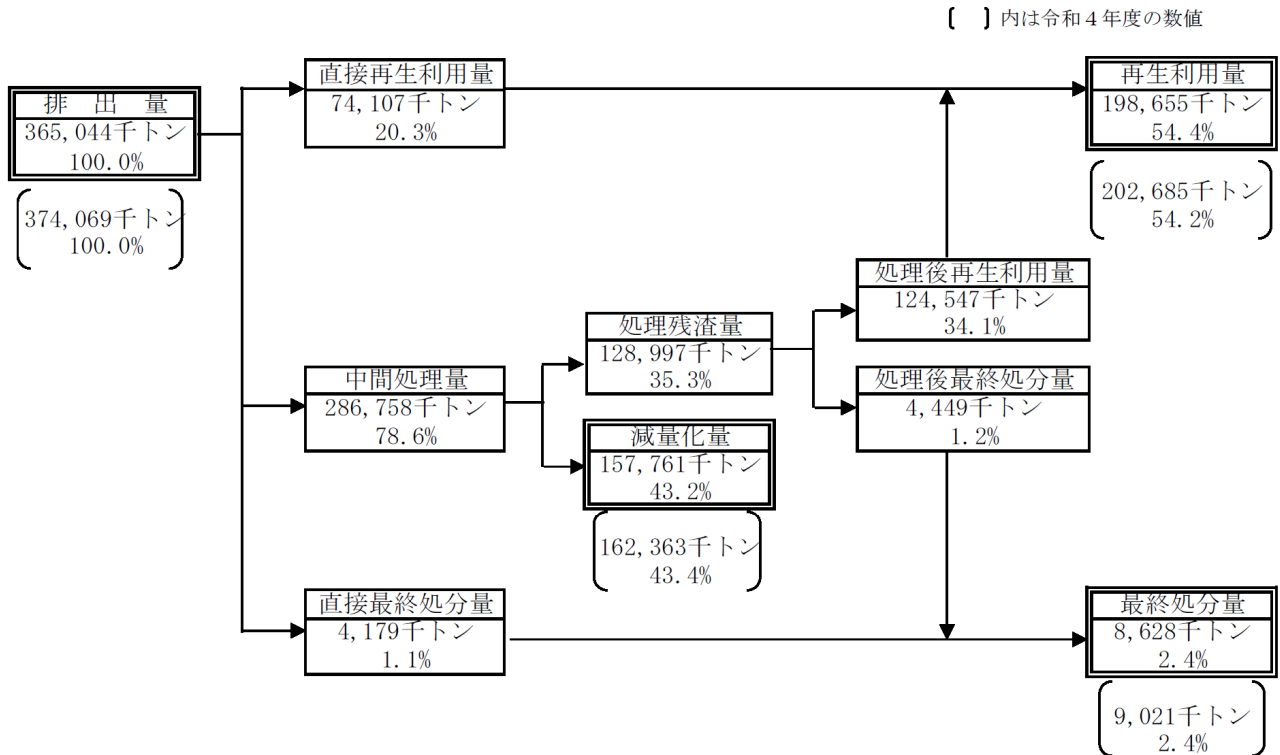
品目	指標	2024 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上
建設発生土	有効利用率	80%以上

出典：「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月、国土交通省)

## 2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

「令和6年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和5年度速報値」（令和7年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）における全国の令和5年度産業廃棄物の処理状況は、図4-2-30に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は54.4%、最終処分量が占める割合は2.4%となっています。



注)各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

出典：「令和6年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和5年度速報値」（令和7年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

図 4-2-30 産業廃棄物の処理状況（令和5年度速報値）

また、「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）における、愛知県及び三重県で実施された公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況は表4-2-73に、建設発生土の有効利用の状況は表4-2-74に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材及び金属くずの再資源化率が9割を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は80%程度となっています。

表 4-2-73 公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況

県	廃棄物分類	搬出量 (千 t)	再資源化量 (千 t)	縮減量 (千 t)	最終処分量 (千 t)	再資源化率 (%)
愛知県	アスファルト・ コンクリート塊	1,097.8	1,097.7	0.0	0.1	100.0
	コンクリート塊	527.4	527.2	0.0	0.2	100.0
	建設発生木材	76.0	71.1	3.9	1.0	93.6
	建設汚泥	270.5	203.1	66.0	1.4	75.1
	建設混合廃棄物	22.1	16.7	1.3	4.0	75.7
	廃プラスチック	4.4	2.5	1.0	0.9	55.9
	紙くず	0.3	0.2	0.1	0.0	75.1
	金属くず	8.1	7.9	0.0	0.2	97.2
	廃石膏ボード	0.046	0.045	0.0	0.002	96.7
	廃塩ビ管	0.5	0.5	0.0	0.0	91.1
	建設廃棄物計	2,007.0	1,926.9	72.3	7.9	96.0
三重県	アスファルト・ コンクリート塊	318.3	318.3	0.0	0.0	100.0
	コンクリート塊	430.8	430.8	0.0	0.0	100.0
	建設発生木材	156.4	151.6	2.9	1.8	97.0
	建設汚泥	47.0	33.6	10.8	2.5	71.6
	建設混合廃棄物	5.5	3.1	0.1	2.2	56.5
	廃プラスチック	2.5	1.4	0.6	0.5	55.6
	紙くず	0.2	0.1	0.0	0.0	79.1
	金属くず	4.2	4.1	0.0	0.1	97.7
	廃石膏ボード	0.006	0.004	0.0	0.002	69.6
	廃塩ビ管	0.035	0.028	0.0	0.007	80.3
	建設廃棄物計	964.8	943.1	14.5	7.2	97.8

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算を示す。

注2) 再資源化率は、搬出量全体における再資源化量の割合を示す。

注3) 四捨五入の関係上、合計が合わない場合がある。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

表 4-2-74 建設発生土の有効利用の状況

県	有効利用量 (千 m <sup>3</sup> )	その他 (千 m <sup>3</sup> )	現場内利用 (千 m <sup>3</sup> )	有効利用率 (%)
愛知県	2,402.7	1,224.7	3,389.1	82.6
三重県	1,850.1	1,509.3	3,774.5	78.8

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算を示す。

注2) 「その他の有効利用」とは「売却」「他の工事現場(海面)」「採石場・砂利採取等跡地復旧」「最終処分場覆土」からの合算を示す。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

### 3) 廃棄物処理施設の立地状況

調査区域に立地する産業廃棄物処理施設は、表 4-2-75 及び図 4-2-31 に示すとおりです。  
 調査区域においては、中間処理施設が 184 箇所、最終処分施設が 3 箇所存在しています。  
 事業実施区域においては、中間処理施設が 26 箇所存在しています。

表 4-2-75(1) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	
1	中間処理	株式会社起町衛生社	一宮市西萩原字若宮北16番1						○	○														
2		尾張ウォーター&エナジー株式会社	一宮市上祖父江字南外山369番		○																			
3		株式会社金光	一宮市蓮池字郷西67番1							○	○	○	○			○	○			○				
4		株式会社金光	一宮市蓮池字郷西74番							○	○		○			○	○							
5		株式会社金光	一宮市蓮池字郷西75番1							○														
6		社会福祉法人コスモス福祉会	一宮市大和町宮地花池字中道5番2							○						○	○							
7		社会福祉法人コスモス福祉会	一宮市大和町氏永字仲林140番1							○														
8		有限会社シセイ	一宮市明地字東下城78番1		○	○	○	○	○				○			○								
9		有限会社シセイ	一宮市明地字東下城79番1							○	○	○	○			○	○	○		○				
10		株式会社大一油脂	一宮市明地字金屋敷78番2			○																		
11		高橋造園土木有限会社	一宮市萩原町西御堂字南江西19番								○													
12		株式会社ティアーティアー	一宮市常願通六丁目10番3							○														
13		株式会社ティアーティアー	一宮市常願通五丁目19番1							○														
14		株式会社ティアーティアー	一宮市明地字井之内34番1										○											
15		株式会社ティアーティアー	一宮市明地字井之内36番										○											
16		福田三商株式会社	一宮市大和町妙興寺字二反割15番4							○	○	○	○											
17		丸ア金属株式会社	一宮市明地字下柳之内76番													○								
18		丸ア金属株式会社	一宮市明地字下柳之内78番1							○						○	○							
19		丸福マル株式会社	一宮市北今字堀田53番1							○														
20		株式会社ヘイ	津島市大縄町七丁目134番1							○	○													
21		井ノ口産業株式会社	津島市宇治町字城30番2							○	○	○	○			○								
22		井ノ口産業株式会社	津島市宇治町字城6番1							○	○	○	○			○	○	○		○				
23		井ノ口産業株式会社	津島市宇治町字城7番2							○						○								
24		有限会社芳村商店	津島市神守町字二反代96番		○		○	○	○				○											
25		株式会社山明	津島市莪原町字郷東69番1														○			○				
26		株式会社 Connect	津島市大坪町字東台1番							○	○	○	○			○	○			○				
27		株式会社 Connect	津島市大坪町字東台4番							○						○				○				
28		有限会社加賀造園	津島市鹿伏兎町上郷194番								○													
29		有限会社恵新	津島市鹿伏兎町上子守155番							○	○	○	○			○	○							

表 4-2-75(2) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	
30	中間処理	株式会社丹陽運輸	稲沢市祖父江町中牧外川 215 番						○	○	○	○				○	○	○						
31		株式会社丹陽運輸	稲沢市祖父江町中牧外川 216 番						○	○	○	○				○	○	○						
32		株式会社ソキューブ・トータルサービス	稲沢市祖父江町野田佐屋川 179 番							○	○	○	○				○	○						
33		株式会社トリプルエナジー	稲沢市祖父江町山崎中枇 276 番							○	○	○	○				○	○	○					
34		有限会社尾張商事	稲沢市祖父江町山崎柳 69 番		○	○							○								○			
35		株式会社エコ・クリーン	稲沢市生出山田町 49 番							○	○	○	○				○	○			○			
36		株式会社エコ・クリーン	稲沢市生出山田町 54 番							○	○	○	○											
37		株式会社徳山商会	稲沢市横野堂根町 61 番																		○			
38		株式会社山内商店	稲沢市片原一色町替地 20 番														○	○						
39		山一建設株式会社	稲沢市西島新町 51 番																		○			
40		いその株式会社	稲沢市石橋六丁目 52 番							○														
41		有限会社木村建設	稲沢市稲島九丁目 22 番																		○			
42		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 30 番							○														
43		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 31 番							○			○											
44		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 33 番 1															○						
45		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 37 番							○	○	○	○											
46		有限会社木村建設	稲沢市東畑一丁目 53 番							○	○	○	○			○	○	○			○			
47		有限会社水谷物産	稲沢市平和町上三宅城地 43 番															○			○			
48		有限会社桜井建材	稲沢市氷室町内新田 9 番 1							○	○	○	○				○	○			○			
49		オプティ株式会社	稲沢市梅須賀町六丁目 36 番							○														
50		コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西 94 番 1							○							○	○						
51		コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西 99 番 1							○	○	○	○				○	○			○			
52		コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西 100 番 1							○		○												
53		コスモリサイクル株式会社	稲沢市福島町沢西 101 番 1							○														
54		丸真株式会社	稲沢市日下部南町二丁目 52 番							○	○	○	○				○	○			○			
55		株式会社マイン	あま市篠田四丁目 7 番 1							○	○	○	○			○	○	○			○			
56		株式会社金属資源開発商会	あま市七宝町川部八反田 11 番							○							○	○						
57	株式会社金属資源開発商会	あま市七宝町川部八反田 12 番 1							○	○						○								
58	株式会社金属資源開発商会	あま市七宝町川部八反田 12 番 2							○	○						○								
59	株式会社アマキ	あま市七宝町下田江西 26 番							○	○	○	○			○	○	○			○				
60	株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 38 番 1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
61	株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 45 番 1			○	○	○	○	○	○	○	○				○	○							
62	株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 46 番 1					○	○																
63	株式会社海部清掃	あま市二ツ寺上長 67 番		○																				
64	株式会社エコプロモート	あま市森五丁目 2 番 22							○	○	○	○			○	○	○							
65	有限会社八開チップ	愛西市鶴多須町寺浦 108 番									○													
66	株式会社 SHOU CREATE	愛西市二子町松原 240 番 1							○	○	○	○				○	○							
67	株式会社リタケリサイクルセンター	愛西市早尾町南川並 166 番 2															○							
68	株式会社光	愛西市赤目町下堤畦 149 番																		○				
69	株式会社カムラ	愛西市四会町庄内 10 番 1							○	○	○	○				○	○							
70	株式会社 KANKYO HANDS	愛西市雀ヶ森町前並 42 番 5							○	○	○	○			○	○	○			○				
71	豊栄興業株式会社	愛西市内佐屋町郷 113 番地							○							○	○							
72	株式会社 aisai.c	愛西市日置町四反割 21 番 1							○	○	○	○	○	○										
73	株式会社 aisai.c	愛西市日置町四反割 3 番 1							○	○	○	○				○	○			○				
74	株式会社 aisai.c	愛西市日置町四反割 5 番 1							○	○	○	○			○									

表 4-2-75(3) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	
75		有限会社トリイ	愛西市西保町南川原 33 番 1						○															
76		株式会社アイイ	愛西市西保町南川原 92 番 1															○						
77		愛知リサイクル株式会社	愛西市西條町大池 83 番						○	○	○	○			○	○	○							
78		愛知リサイクル株式会社	愛西市西條町大池 84 番 1						○	○		○												
79		株式会社エクステリア東洋	愛西市本部田町本西 149 番 1										○											
80		株式会社アグトレディング	愛西市本部田町狭場 32 番						○	○	○	○				○	○		○					
81		株式会社アグトレディング	愛西市本部田町狭場 31 番 1						○	○	○	○												
82		株式会社エナジー技建	愛西市大井町道一 145 番																	○				
83		株式会社リハイ	弥富市西中地町五右 135 番 2						○	○	○	○			○	○	○		○					
84		中部第一輸送株式会社	弥富市荷之上町八平裏 333 番 1						○	○	○	○												
85		中部第一輸送株式会社	弥富市荷之上町八平裏 334 番 1						○	○	○	○				○	○							
86		株式会社ティ・ユー・メタル	弥富市佐古木二丁目 240 番						○							○								
87		株式会社星野産商	弥富市馬ヶ地二丁目 86 番																○					
88		株式会社星野産商	弥富市馬ヶ地三丁目 241 番																○	○				
89		和歌山金属株式会社	弥富市五斗山三丁目 143 番 1						○	○	○					○	○							
90		共同建設有限会社	弥富市坂中地四丁目 35 番 1																	○				
91		共同建設有限会社	弥富市坂中地四丁目 39 番 2																	○				
92		株式会社田中荘介商店	弥富市子宝四丁目 17 番 1																	○				
93		株式会社田中荘介商店	弥富市子宝四丁目 17 番 2						○								○		○					
94		株式会社ヤマキン	弥富市加稲二丁目 92 番						○	○	○	○				○	○							
95	中間処理	株式会社トリイ弥富	弥富市三好三丁目 57 番						○	○	○	○				○	○		○					
96		株式会社アメリライフ	弥富市三好 5 丁目 33 番							○	○	○	○				○							
97		株式会社アメリライフ	弥富市三好 5 丁目 36 番							○	○	○	○				○	○		○				
98		前田道路株式会社	弥富市稲元九丁目 36 番																	○	○			
99		株式会社高野	弥富市稲荷一丁目 181 番																	○	○			
100		株式会社高野	弥富市稲荷一丁目 182 番							○	○	○	○				○	○		○				
101		有限会社シスクワック	弥富市東末広二丁目 79 番							○														
102		株式会社フジックスコンクリート	弥富市東末広八丁目 24 番		○																			
103		株式会社ナンセイ	弥富市東末広九丁目 24 番							○	○	○	○				○	○	○		○			
104		株式会社ナンセイ	弥富市東末広九丁目 25 番							○	○	○	○				○	○		○				
105		名古屋コンテナ株式会社	弥富市東末広九丁目 28 番						○	○	○	○				○	○							
106		株式会社フジックスコンクリート	弥富市東末広九丁目 38 番 1																○	○				
107		株式会社神谷商会	弥富市東末広九丁目 59 番						○	○	○	○				○	○		○					
108		株式会社小栴屋	弥富市楠一丁目 51 番		○		○	○			○	○												
109		ヤマショー金属株式会社	弥富市楠一丁目 8 番						○	○	○	○				○	○		○					
110		株式会社太平タヤ	弥富市楠一丁目 127 番 4						○							○								
111		株式会社ヤマキン	弥富市楠一丁目 71 番						○	○	○					○	○		○					
112		株式会社ヤマキン	弥富市楠一丁目 127 番 2						○	○	○	○				○	○		○					
113		フルバシ EPO 株式会社	弥富市楠一丁目 118 番								○	○												
114		株式会社西山商店	弥富市楠一丁目 78 番						○	○	○	○				○	○		○					
115		株式会社エイエイ	弥富市鍋田町六野 36 番 1						○	○	○	○				○	○		○					
116		有限会社エス・ケー・ファーム	弥富市鍋田町八穂 242 番 4		○	○	○	○					○											
117		株式会社今林	弥富市楠二丁目 31 番 1						○	○	○	○				○								
118		アールイー東海株式会社	弥富市楠二丁目 75 番						○	○	○	○				○	○		○					
119		名古屋西部ソイルリサイクル株式会社	弥富市楠三丁目 24 番 1																	○				

表 4-2-75(4) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	
120	中間処理	株式会社エイ	海部郡蟹江町須成西四丁目73番														○	○						
121		株式会社オムラ	海部郡蟹江町西之森四丁目7番						○	○	○													
122		カニエ金属株式会社	海部郡蟹江町西之森七丁目176番													○								
123		株式会社セイブ	海部郡飛島村大宝四丁目145番						○	○	○	○			○	○	○			○				
124		ジャパソサイクル株式会社	海部郡飛島村大字渚八丁目54番1						○	○	○	○			○	○	○			○				
125		有限会社テシロ	海部郡飛島村竹之郷三丁目194番						○	○	○	○			○	○				○				
126		近藤産興株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅15番		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○							
127		株式会社成建	海部郡飛島村大字梅之郷字中梅19番2						○	○	○	○				○	○			○				
128		株式会社東洋商事	海部郡飛島村竹之郷八丁目214番													○								
129		株式会社森樹産業	海部郡飛島村竹之郷八丁目140番						○	○	○	○			○	○	○			○				
130		株式会社ムラアーム	海部郡飛島村竹之郷八丁目95番																					
131		株式会社ムラアーム	海部郡飛島村竹之郷八丁目105番		○																			
132		株式会社ムラアーム	海部郡飛島村竹之郷八丁目107番		○																			
133		株式会社ムラアーム	海部郡飛島村竹之郷八丁目123番		○														○					
134		株式会社ムラアーム	海部郡飛島村大字新政成一丁目19番5		○																			
135		株式会社ムラアーム	海部郡飛島村大字新政成一丁目20番1		○																			
136		倉橋トミネイション株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字中梅59番8						○	○	○	○			○	○				○				
137		有限会社水谷ケミカル	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅26番31		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			○				
138		有限会社水谷ケミカル	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅26番32			○			○							○	○							
139		福田道路株式会社	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅27番																	○				
140	江洲産商株式会社	海部郡飛島村大字新政成字戌之切1番		○																				
141	株式会社愛知街美社	海部郡飛島村大字新政成一丁目36番7						○																
142	株式会社愛知街美社	海部郡飛島村大字新政成一丁目36番9													○									
143	株式会社シービーアール	海部郡飛島村大字新政成字戌之切926番1						○																
144	株式会社笹野運輸	海部郡飛島村大字新政成一丁目36番5						○	○	○	○			○	○									
145	東亜道路工業株式会社	海部郡飛島村大字新政成字亥之切952番1														○			○					
146	大住建設株式会社	海部郡飛島村大字新政成一丁目58番1		○																				

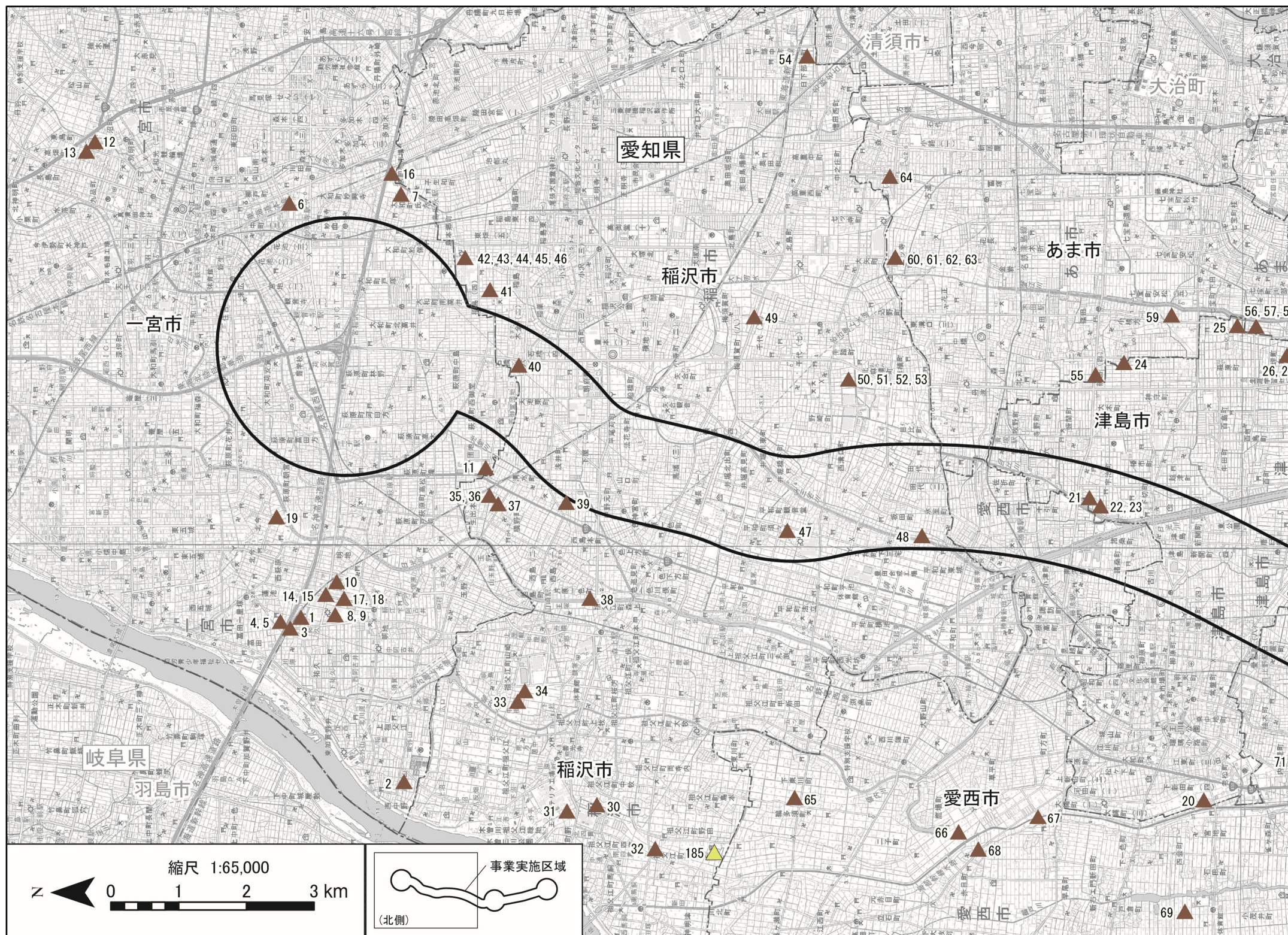
表 4-2-75(5) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	
147	中間処理	高和興業株式会社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目 24 番 1													○	○							
148		高和興業株式会社	海部郡飛島村大字新政成十一丁目 24 番 3													○	○							
149		高和興業株式会社	海部郡飛島村金岡 53 番 3							○	○	○				○	○		○					
150		株式会社名大産商	海部郡飛島村金岡 20 番		○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○				○
151		株式会社ワルト・クリン	海部郡飛島村金岡 54 番			○	○	○	○					○			○	○						
152		有限会社太田金属	海部郡飛島村木場二丁目 136 番 6							○							○			○				
153		株式会社華盛	海部郡飛島村木場二丁目 8 番							○							○							
154		株式会社タイヨー	海部郡飛島村木場二丁目 11 番							○								○						
155		株式会社タイヨー	海部郡飛島村木場二丁目 12 番							○	○	○	○			○	○	○		○				
156		株式会社タイヨー	海部郡飛島村木場二丁目 26 番							○	○	○	○			○	○			○				
157		株式会社力組	海部郡飛島村木場二丁目 23 番							○	○	○	○			○	○			○				
158		株式会社東立テクノクラシ	海部郡飛島村木場二丁目 129 番			○				○	○	○					○	○		○				
159		共英製鋼株式会社	海部郡飛島村大字新政成字未之切 809 番 1		○	○	○	○	○							○	○	○	○					
160		共英産業株式会社	海部郡飛島村大字新政成字未之切 809 番 1															○	○	○				
161		株式会社佐藤組	海部郡飛島村大字新政成十丁目 49 番							○	○	○	○				○			○				
162		株式会社神谷商会	海部郡飛島村木場一丁目 4 番																	○				
163		有限会社達弘組	海部郡飛島村木場一丁目 19 番 3							○	○	○	○				○	○		○				
164		永一産商株式会社	海部郡飛島村大字新政成九丁目 33 番								○	○	○	○			○	○						
165		永一産商株式会社	海部郡飛島村大字新政成九丁目 34 番 1							○	○	○	○	○		○	○	○		○				
166		永一産商株式会社	海部郡飛島村木場二丁目 106 番			○				○	○	○	○			○	○	○						
167		株式会社クソテック	海部郡飛島村大字新政成七丁目 51 番 1							○	○	○	○			○	○	○		○				
168		登建設株式会社	海部郡飛島村大字新政成八丁目 53 番							○	○	○	○			○	○	○		○				
169		株式会社クス名古屋	海部郡飛島村木場一丁目 7 番 1							○							○	○						
170		株式会社クス名古屋	海部郡飛島村木場一丁目 7 番 5							○	○						○							
171		有限会社康成工業	海部郡飛島村木場一丁目 3 番							○	○	○	○				○	○		○				
172	有限会社スゞキ康	海部郡飛島村木場二丁目 123 番 2							○	○	○	○			○	○	○		○					
173	フルハシ EPO 株式会社	海部郡飛島村木場二丁目 119 番							○	○	○	○				○	○		○					
174	株式会社小桝屋	海部郡飛島村木場二丁目 80 番		○	○	○	○						○											
175	株式会社小桝屋	海部郡飛島村木場二丁目 82 番 1		○		○	○				○		○											

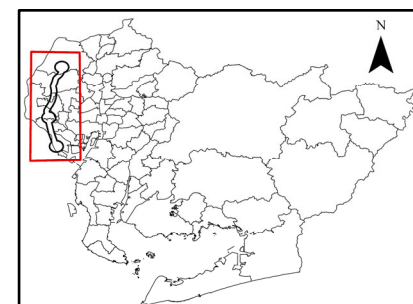
表 4-2-75(6) 産業廃棄物処理施設

No.	処理方法	業者氏名	施設の所在地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	
176	中間処理	株式会社小栴屋	海部郡飛島村木場二丁目82番2										○											
177		株式会社小栴屋	海部郡飛島村木場二丁目85番		○						○													
178		有限会社横井金属	海部郡飛島村木場二丁目83番						○	○	○	○				○	○							
179		有限会社横井金属	海部郡飛島村木場二丁目84番						○	○	○	○				○	○		○					
180		大昭工業株式会社	海部郡飛島村木場二丁目75番						○	○	○	○				○	○	○						
181		エナジェットオイル株式会社	海部郡飛島村木場一丁目93番2			○																		
182		株式会社フィニティ	海部郡飛島村西浜11番						○	○	○	○				○	○		○					
183		有限会社鬼頭商店	三重県桑名市大字小貝須1297番地						○							○	○							
184		北勢商事株式会社	三重県桑名市片町29番地						○	○														
185		最終処分	有限会社木村建材店	稲沢市祖父江町島本堤外2103番						○						○	○	○	○	○				
186	近藤産興株式会社		海部郡飛島村大字梅之郷字東梅15番	○	○				○						○				○			○		
187	株式会社セワ		三重県桑名市大字立田町234番地1						○							○	○		○					

出典：「産業廃棄物処理業者情報」（愛知県ホームページ）  
「産業廃棄物処理業者名簿」（三重県ホームページ）  
「産業廃棄物処理業者一覧」（一宮市ホームページ）  
マップあいち「産業廃棄物処理業者等情報見える化マップ」（愛知県ホームページ）

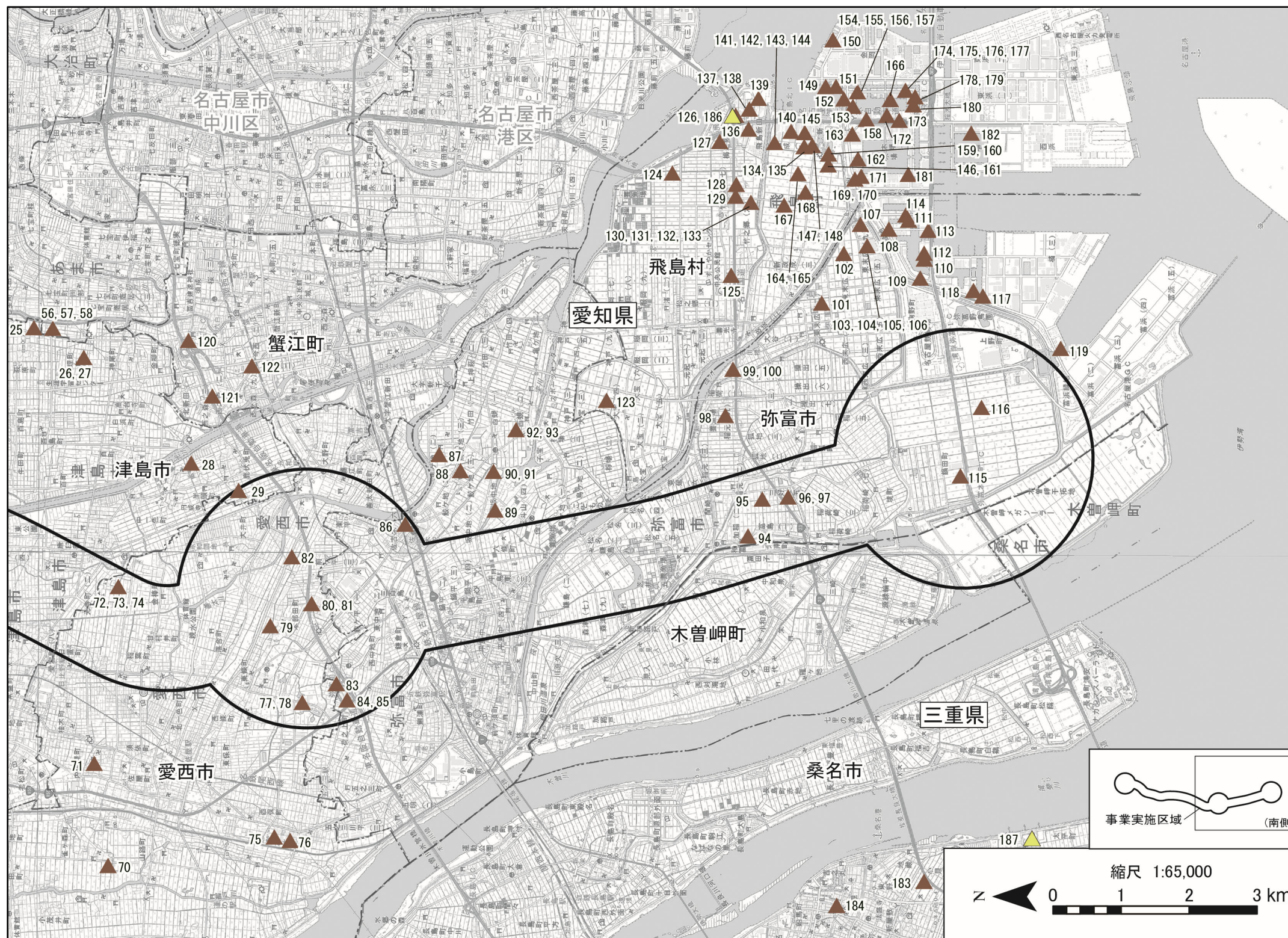


- 凡例
- 事業実施区域
  - 県界    - - - - 市町村界
  - ▲ 産業廃棄物処理施設(中間処理)
  - ▲ 産業廃棄物処理施設(最終処分)



出典：「産業廃棄物処理業者情報」(愛知県ホームページ)  
「産業廃棄物処理業者名簿」(三重県ホームページ)  
「産業廃棄物処理業者一覧」(一宮市ホームページ)  
マップあいち「産業廃棄物処理業者等情報見える化マップ」(愛知県ホームページ)

図 4-2-31(1) 産業廃棄物処理施設の状況



- 凡例
- 事業実施区域
  - 県界    - - - - 市町村界
  - ▲ 産業廃棄物処理施設(中間処理)
  - ▲ 産業廃棄物処理施設(最終処分)

出典：「産業廃棄物処理業者情報」(愛知県ホームページ)  
 「産業廃棄物処理業者名簿」(三重県ホームページ)  
 「産業廃棄物処理業者一覧」(一宮市ホームページ)  
 マップあいち「産業廃棄物処理業者等情報見える化マップ」(愛知県ホームページ)

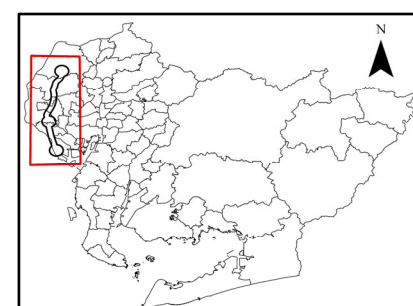


図 4-2-31(2) 産業廃棄物処理施設の状況

#### 4) 温室効果ガス等の状況

愛知県及び三重県における温室効果ガス排出量は、表 4-2-76～表 4-2-77 に示すとおりです。

愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（令和 4 年 12 月、愛知県）を策定しており、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減することを目標に掲げています。

三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和 5 年 3 月改定、三重県）を策定しており、令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 47%削減することを目標に掲げています。

表 4-2-76 温室効果ガス排出量の状況（愛知県）

		基準年度排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	令和 4 (2022) 年度 排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比 (%)
エネルギー 起源	産業部門	40,153	33,938	-15.5
	業務部門	12,072	9,058	-25.0
	家庭部門	8,584	6,687	-22.1
	運輸部門	13,327	12,188	-8.5
	エネルギー転換部門	2,435	2,325	-4.5
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		2,225	2,109	-5.2
二酸化炭素総排出量		78,796	66,304	-15.9
メタン		450	412	-8.5
一酸化二窒素		978	905	-7.5
代替フロン等 4ガス	ハイドロフルオロカーボン類	1,959	2,772	+41.5
	パーフルオロカーボン類	81	41	-49.5
	六ふっ化硫黄	65	55	-16.4
	三ふっ化窒素	53	6	-88.0
温室効果ガス総排出量		82,384	70,495	-14.4
(森林吸収量控除後)		82,384	70,097	-14.9

注1) 基準年度は平成25年度(2013年度)を示す。2013年度は森林吸収量は含まない。

注2) 四捨五入の関係より総排出量と内訳の総計が一致しない場合がある。

出典：「2022年度の愛知県内の温室効果ガス総排出量について」（愛知県ホームページ）

表 4-2-77 温室効果ガス排出量の状況（三重県）

		基準(2013)年度排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	令和4(2022)年度 排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	基準年(2013)度比 (%)
エネルギー 起源	産業部門	13,556	12,379	-8.7
	業務部門	3,372	2,259	-33.0
	家庭部門	2,949	2,229	-24.4
	運輸部門	3,827	3,240	-15.3
	エネルギー転換部門	368	361	-2.0
工業プロセス分野		1,295	1,082	-16.4
廃棄物分野		586	661	12.7
二酸化炭素総排出量		25,953	22,211	-14.4
メタン		249	327	31.2
一酸化二窒素		564	336	-40.4
代替フロン等4ガス		515	684	33.0
温室効果ガス総排出量		27,282	23,559	-13.6
(森林吸収量控除後)		27,282	22,819	-16.4

注1) 令和4年度(2022年度)の排出量を示す。なお、基準年度比は平成25年度(2013年度)の排出量との比較を示す。

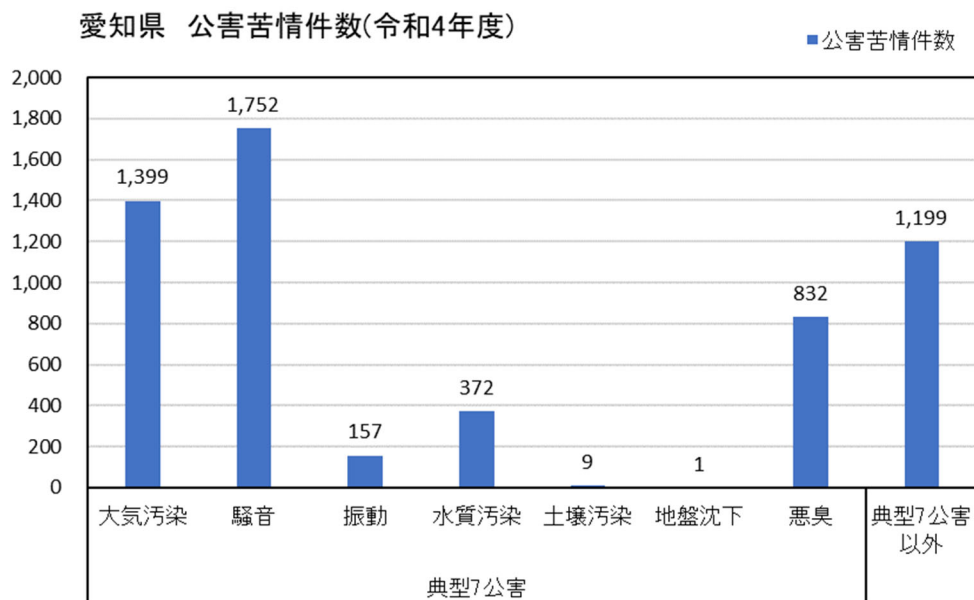
注2) 四捨五入の関係より総排出量と内訳の総計が一致しない場合がある。

出典：「2022年度（令和4年度）三重県温室効果ガスの排出量について」（三重県ホームページ）

## 5) 公害苦情の状況

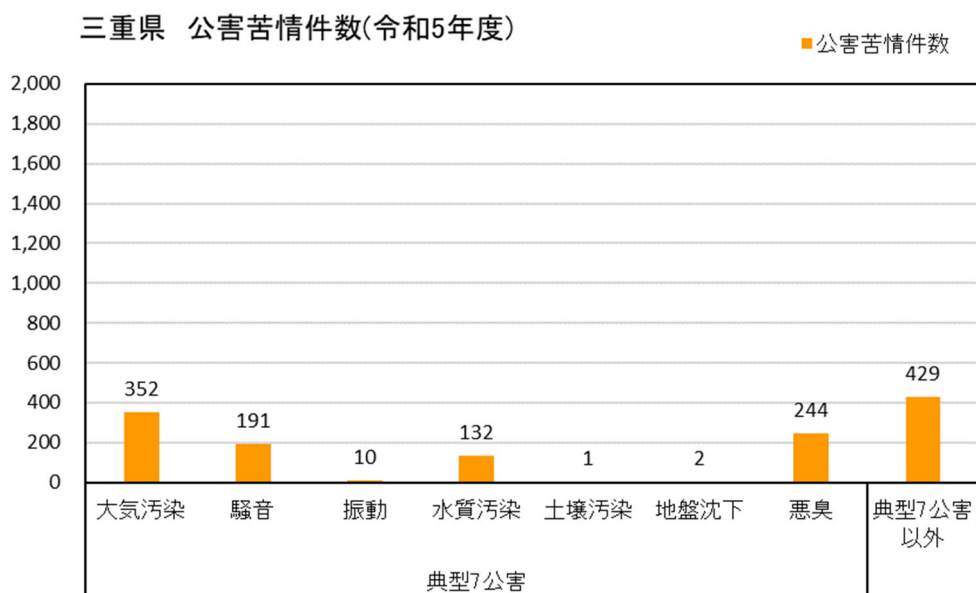
愛知県における公害苦情件数の状況は図 4-2-32 に示すとおりです。典型 7 公害の中では、騒音及び大気汚染が多く、次いで悪臭となっています。

三重県における公害苦情件数の状況は図 4-2-33 に示すとおりです。典型 7 公害の中では、大気汚染及び悪臭が多く、次いで騒音となっています。



出典：令和6（2024）年度刊愛知県統計年鑑（令和7年3月、愛知県ホームページ）

図 4-2-32 愛知県における公害苦情件数の状況（令和4年度）



出典：令和7年刊三重県統計書（令和7年3月、三重県ホームページ）

図 4-2-33 三重県における公害苦情件数の状況（令和5年度）